

八幡平市監査委員告示第3号

令和2年2月27日付け八監査第142702号の定期監査（令和元年11月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月22日

八幡平市監査委員 村山巧  
八幡平市監査委員 井上辰男

措置内容 別紙のとおり

## 定期監査指摘事項の措置状況通知書

教育総務課

令和元年 11 月 14 日、12 月 26 日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>①財務会計伝票の不適切な処理について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>令和元年度の「小・中学校管理事業」に係る委託業務等の財務会計伝票について、支出負担行為票の起票が行われていないもの及び検収年月日と支出命令票起票日までの期間が相当空いている伝票などが複数見られる。そもそも、支出負担行為は、支払い義務を負う予算執行上の必要不可欠な行為であると同時に、予算の適正な執行を担保するための手段とするものである。委託業務における支出負担行為票を整理する時期については、「八幡平市会計規則第 37 条第 1 項」の「別表第 1」に、「委託契約締結のとき」と定められているので、これに沿って速やかに伝票処理を行う必要がある。また、支出命令票については、事業完了の検査・検収が済み次第、業者から請求書の提出を受け、速やかに処理する必要があるにもかかわらず、請求書を紛失し、再提出を受けるなどしたために支払い事務に著しい遅延が生じている。これは、明らかに不適切である。現状では、大部分のものは、支払い済みとなっているが、未払い分については、可及的速やかに支払いを終えること。今後においては、業者から提出された請求書等の紛失を防ぐため、課内に各係共通の保管場所を設けるなど、再発防止に徹底し、適正に伝票処理を行うこと。このような事態に至った原因は、担当職員の伝票処理漏れ等を把握していなかったことなど、上司による予算の執行管理と業務の進行管理が不十分であったためと思われる。課長を含む上司は、常日頃から、職員の健康状態の把握や所管する予算と職</p>	<p>支出負担行為票や支出命令票は、速やかに処理し、適正な伝票処理を行う。</p>	<p>速やかに伝票を起こすことはもちろん、常に複数名で執行状況を把握し、チェック体制に努める。 また、課内でも業務の進行管理、職員の健康管理をお互いに意識し、執行に努める。</p>	<p>令和 2 年 11 月 15 日</p>

<p>員個々の業務の進行管理を行い、必要に応じて組織全体で業務を支援するなど、業務の適正な執行と再発防止に努めること。</p> <p><b>②予定価格の誤りについて【指摘事項】</b></p> <p>令和元年度の「平笠小学校相撲場解体工事」について、予定価格の設定に必要不可欠な「金入り設計書」が添付されておらず、積算根拠や積算内容を確認しないまま予定価格の設定が行われたため、603,828 円（税込）とすべきところ、615,010 円（税込）としており、間違った予定価格となっている。また、見積開封顛末書の「予定価格」の税抜価格が、「予定価格」及び見積調書の「税抜額」と異なっている。3者が参加した見積合わせの結果には影響はなかったものの、これは、明らかに不適切である。そもそも、予定価格は、契約の公平性を担保するために設定するものであり、それ故に、予定価格を設定する課長等は、設定に必要な積算根拠や資料が添付されていない場合は、担当者に指示して作成させ、その内容を吟味・精査して、適正、かつ明確な根拠に基づいて決定しなければならない。今後においては、より厳格に対処し、再発防止に努めること。</p>	<p>積算根拠や資料を精査し、内容を厳格に確認して決定する。</p>	<p>チェック体制をさらに強化し、一人一人が業務に対し意識の向上を図り再発防止に努める。</p>	<p>令和2年 11月15日</p>
--	------------------------------------	--	------------------------